

徴 収 猶 予 取 消 通 知 書										
						第 年		月 日		
住所 (所在地) 氏名 (名称)						様				
						高浜市長		印		
下記のとおり徴収猶予を取り消しましたので、地方税法第 1 5 条の 3 第 3 項の規定により通知します。 なお、未納の徴収金については直ちに納付(納入)してください。										
徴収の猶予の取消しをした市税	年度	期別	税目	納期限	金額	過少申告加算金	延滞金	計		
					円	不申告加算金				
					円	重加算金				
					円		円	円		
					円		円	円		
					円		円	円		
					円		円	円		
					円		円	円		
					円		円	円		
					円		円	円		
	合計				円		円	円		
	徴収猶予通知年月日				年 月 日					
	取消年月日				年 月 日					
	納付 (納入) 計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額			
		. .	円	. .	円	. .	円			
		. .	円	. .	円	. .	円			
		. .	円	. .	円	. .	円			
	取消しの理由									
	備考 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。 2 処分の取消しの訴えについては、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。									